

災害派遣精神医療チーム（DPAT）調整本部、DPAT 活動拠点本部の業務等（案）

1 岩手県 DPAT 調整本部

災害等が県内で発生した場合、必要に応じて、県内の DPAT 活動を統括するため、県庁内に「DPAT 調整本部」を設置し、災害医療本部コーディネーターや DMAT 調整本部等と連携を図りながら、DPAT の出勤要請及び派遣先調整等を行う。

設置場所

県庁 4 階の災害対策本部内に DMAT 調整本部が設置され、連携して対応していく必要があることから、隣接して設置することとするが、災害対策本部設置場所は狭く、急性期は混雑することから、DMAT 調整本部と連携を保持しつつ、県庁 9 階の障がい保健福祉課内に設置することとする。

構成員

- 岩手 DPAT 統括者を本部長として本部業務を行う。
- 岩手 DPAT 統括者 ○ 岩手 DPAT
- 障がい保健福祉課 ○ その他必要に応じて、構成員を追加
- 精神保健福祉センター (県内精神科医療機関、他都道府県 DPAT、厚生労働省、DPAT 事務局など)

1 : DPAT の出勤要請調整及び派遣先調整

- 岩手 DPAT 先遣隊の出勤要請後、さらに岩手 DPAT 及び他都道府県 DPAT の派遣を行うか検討する。
- 指定医療機関からの出勤可否報告書や他都道府県 DPAT の派遣可否の結果、被災地域からのニーズ、災害等の状況を踏まえ、派遣先（出勤期間や活動地域（市町村）等）を調整し、決定する。
- 出勤決定した岩手 DPAT や他都道府県 DPAT に対して「DPAT 登録用紙」の提出を依頼し、管理するとともに、活動にあたっての連絡を行う。

5 : 県内の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報の収集

- あらゆる手段を活用し、県内の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報を収集する。

2 : 指定医療機関に対する災害状況等の情報提供

- DPAT 活動概要を作成し、把握している災害等の状況を情報提供する。

6 : 患者移送及び受入れの総合調整

- 精神科医療機関等からの患者移送依頼に対し、受入先の調整や輸送方法等を調整する。
- 避難所等において活動している DPAT や他チーム等からの精神科医療機関への患者移送依頼に対し、受入先の調整や搬送方法等を調整する。

3 : 県内で活動する全ての DPAT の指揮、調整及びロジスチック（支援）

- 活動する DPAT に対し、DPAT 活動の三原則（SSS：スリーエス）及び心理的応急措置（PFA）を徹底させ、災害等の状況を踏まえ、優先すべき活動の方向性を示す。
- 災害等の状況を踏まえ、DPAT 活動拠点本部と調整し、DPAT の活動地域を調整する。
- DPAT 活動に際して不足した医薬品等について調達し、支援する。

7 : DPAT の活動が円滑に行われるための支援

- 県災害対策本部から入手した情報を、DPAT 活動拠点本部を通じて、活動する DPAT に情報提供する。【再掲】
- DPAT 活動に際して不足した医薬品等について調達し、支援する。【再掲】

4 : 岩手県災害対策本部、岩手県 DPAT 活動拠点本部等との連絡及び調整

- 災害医療本部コーディネーターや DMAT 調整本部等と連携する。
- 県災害対策本部や災害医療支援ネットワーク会議等に対し、DPAT の活動状況を報告する。
- 県災害対策本部から入手した情報を、DPAT 活動拠点本部を通じて、活動する DPAT に情報提供する。
- DPAT 活動拠点本部から、情報を収集する。
- 災害等の状況を踏まえ、DPAT 活動拠点本部と調整し、DPAT の活動地域を調整する。【再掲】

8 : 厚生労働省及び災害時こころの情報支援センターとの情報共有

- DPAT 活動概要を作成し、把握している災害等の状況を情報提供する。【再掲】
- DMHISS に反映されない情報（例：県災害対策本部員会議による今後の方針）を、定期的に、情報提供する。

9 : その他必要な業務

- 1～9 以外に、必要な業務を行う。

※ DPAT 調整本部合同会議（仮称）

DPAT 調整本部を設置した後、必要に応じて、県内の精神科医療機関の情報、避難所等の精神保健医療に関する情報や今後の DPAT 活動方針等を協議及び共有するため、県内精神科医療機関等を含め、DPAT 調整本部合同会議（仮称）を開催する。

2 岩手県 DPAT 活動拠点本部

DPAT の出勤を要請した場合、必要に応じて、被災地域の保健所圏又は市町村単位での DPAT 活動を統括するため、「DPAT 活動拠点本部」を設置し、DPAT 調整本部の指揮のもと、災害医療地域コーディネーター、保健所、市町村、精神科医療機関及び医師会等と連携を図りながら、参集した DPAT の指揮及び調整等を行う。

設置場所

被災地域の保健所圏域又は市町村単位で DPAT 活動拠点本部を配置し、設置する場所は、保健所内を想定する。
また、災害等の状況により、他都道府県 DPAT の進出拠点としての役割もあることから、広域防災拠点や精神保健福祉センターも DPAT 活動拠点本部として設置することを考慮する。

構成員

- 活動拠点本部統括者を本部長として本部業務を行う。
- 精神保健福祉センター ○ その他必要に応じて、構成員を追加
- 岩手 DPAT (県内精神科医療機関、他都道府県 DPAT など)
- 保健所

1 : 参集した DPAT の指揮及び調整

- 活動する DPAT に対し、DPAT 活動の三原則（SSS：スリーエス）及び心理的応急措置（PFA）を徹底させ、DPAT 調整本部から指示を受けた優先すべき活動の方向性を示す。
- 災害等の状況を踏まえ、DPAT 調整本部と調整し、DPAT の活動地域を調整する。

3 : 調整本部、他の活動拠点本部、保健所等との連絡及び調整

- DPAT 調整本部、災害医療地域コーディネーター、保健所、市町村、精神科医療機関、医師会等と連携する。
- 地域災害医療支援ネットワーク会議等に対し、DPAT の活動状況を報告する。
- 他の活動拠点本部や保健所等から被災地域のニーズを入手し、DPAT 調整本部に報告する。
- DPAT 活動に際して不足した医薬品等について、DPAT 調整本部に調達依頼する。

2 : 被災地域の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報の収集

- あらゆる手段を活用し、県内の精神科医療機関及び避難所等の精神保健医療に関する情報を収集する。

4 : その他必要な業務

- 1～3 以外に、必要な業務を行う。